令和6年7月

農業委員会

総 会 議 事 録

令和6年7月5日武雄市農業委員会

令和6年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

- 1. 日 時 令和6年7月5日(金) (開会) 15時25分 (閉会) 16時20分
- 2. 場 所 春慶屋会議室
- 3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	0		1 1	川口 敏広	0	
2	富永 光男	0		1 2	古川さゆり	0	
3	中尾 正悟	0		1 3	稲富 守	0	
4	佐佐木幸夫	0		1 4	永石 芳彦	0	
5	松尾 隆博	0		1 5	山下 英喜	0	
6	中村 和仁	0		1 6	澤井富二郎	0	
7	中村 一明	0		1 7	坂口 友久	0	
8	田代 了三	0		1 8	相原 經憲	0	
9	山田 義利	0		1 9	岩橋 久美	0	
1 0	向井 健作	0					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小栁 滿、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、小潟 博、光岡政範、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、下平寅義、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、平川 香、山口良孝、橋口和彦、立川浩吉(以上24名)

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	農業振興地内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願について	11件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

事務局長

それでは、<u>令和6年7月</u>の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。 本日は、欠席者はいらっしゃいませんので。農業委員会等に関する法律第 27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。 それでは会長、議事進行をよろしくお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和6年7月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、10番 向井 健作 委員、19番 岩橋 久美 委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

事務局 6月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 議事に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 -

会 長 議案第1号 農地法第3条に規定による許可申請を議題とします。 農地法第3条の規定による許可申請が15件提出されています。 この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議 案書の1ページになります。

農地法第3条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は、所有権移転。土地は、〇〇町の畑1筆で54平米。譲渡人は管理ができないため譲りたい。譲受人は、申請地は自宅の隣にあり、管理しやすいということで、申請がされております。農地の価格は〇〇円となっております。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、166平米。 譲渡人は遠方に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は自宅に近く、 耕作しやすいということで申請がされています。農地の価格は発生しており ません。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、114平米。 宅地とともに売買したいということで申請がされております。農地の価格については、宅地とセットのため、不明です。

申請番号 4 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、畑1 筆、合計2筆の1588 平米。譲渡人は町外に住んでおり、後継者もいないため、 耕作管理ができない。譲受人は自宅に近く耕作しやすいということで、申請 されております。農地の価格は発生しておりません。こちらは、奥様のご実家に手伝ってもらって耕作されるということです。

申請番号 5 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 4 筆、畑 7 筆、合計 11 筆 7195 平米。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人である母は高齢のため、耕作できない。20 年ほど、息子さんの方が耕作をしている。息子さんは市外に住んでいるが、週 2 回の頻度で通作をしており、母親が耕作できないので名義を自分の名義に変更することにした、ということで申請がなされております。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 6 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、492 平 米。譲渡人は管理ができないため、耕作できる方に譲りたい。譲受人は自宅 に近く耕作しやすいということで申請がされております。農地の価格は発生 しておりません。

申請番号7番、権利の内容は、所有権移転。農地は、〇〇町の畑1筆、119平米、譲渡人は高齢のため耕作・管理ができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすいということで申請がされております。農地の価格は宅地とセットのため不明となっております。

申請番号 8 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、畑 2 筆で、合計 3 筆の 1245 平米。譲渡人は遠方に住んでいるため、譲受人に管理を一任している。譲受人は、譲渡人より相談があったので、譲り受けたいということで申請があります。農地の価格は発生しておりません。

申請番号9番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑、1 筆 522 平米。 譲渡人は高齢のため、耕作管理ができない。譲受人は自宅に近く、耕作しや すいということで申請がされております。農地の価格は〇〇円となっており ます。

申請番号 10 番、権利の内容は所有権移転で、土地は〇〇町の畑 1 筆、918 平米。譲渡人は遠方に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人はお茶を作りたいので、譲り受けたいということで申請がされております。農地の価格は発生しておりません。こちらは、知人を含めた 5 人で道具を持ちよって耕作するということです。

申請番号 11 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆、197 平 米。譲渡人は市外に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は自宅に 近く耕作しやすいということで申請がされております。農地の価格は発生し ておりません。

申請番号 12 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の畑 2 筆、883 平米。譲渡人は遠方に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい、ということで申請がされています。農地の価格は 2 筆で〇〇円となっております。

申請番号 13 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田 2 筆、2007 平米。譲渡人は遠方に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は、これまでも小作で作っていたので、譲り受けたい、ということで申請がされています。農地の価格は 2 筆で〇〇円となっております。

申請番号 14 番、権利の内容は所有権移転。農地は〇〇町の畑 1 筆、355 平 米。譲渡人は高齢のため、耕作管理ができない。譲受人は自宅に近く、耕作 しやすいということで申請がされております。農地の価格は〇〇円となって おります。

申請番号 15 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、46 平米。 もともと譲受人が耕作していたので、正式に所有権移転をするということで 申請がされております。農地の価格は発生しておりません。

以上 15 件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

- 会 長 議案の説明が終わりました。この15件について地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。
- OO番 私のところは 5 番ですが、これは生前贈与ということで、贈与を受けられる方は、○○でございますが、今まで通りに○○さんに耕作を頼むということでございましたので、承諾をいたしました。

それと8番については、○○さんという方は、○○さんの弟の娘さんです。 弟さんが死亡されましたので、相続を娘さんにされておりましたが、今回も、 兄さん作ってください。今までも耕作しておりましたが、もう兄さんにただ であげますからって、言われたということで、こっちを受けるということだ そうでございますので、承諾をいたしました。私のところは以上です。

会 長 他にございませんか。

特にないようでございますので、質疑を始めたいと思います。

(質疑なし)

会 長 何も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規 定による15件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による 15 件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》 —

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたしま す。農地法第5条の規定による許可申請が4件提出されております。この議 案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の畑1筆、404 平米です。申請事由です。申請地の隣接地で自動車販売を行っている。この度、車両展示場の拡大及び水害時車両避難所として申請に至るということですが、すでに工事は完了しており、始末書の添付をいただいておりますので、こちら追認の案件となっております。

申請番号 2 番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇 〇町の畑 1 筆で 279 平米です。申請事由です。民宿施設を経営しており、進 入路及びお客様用の駐車場として、平成 30 年に整地し、砂利を敷いたという ことで、こちらも追認案件となっております。始末書の添付をいただいてお ります。

申請番号 3 番です。権利の内容は所有権移転となっております。こちら〇〇町の田 1 筆、233 平米となっております。申請事由は、現在、父と同居しているが、県道拡張により、新築移転が必要となった。この度、父から農地の贈与を受け住宅を建築したく申請に至るということです。皆様のお手元に別冊で付近見取り図があるかと思いますが、こちらの議案第 2 号の申請番号 3 番関連の案件で、事業計画変更が出されておりまして、15 ページ、16 ページの図面が見やすいかと思います。資料 15 ページ、変更前の図面になっておりまして、こちらが 2 世帯住宅を計画されていた当時の図面になっておりまして、こちらが 2 世帯住宅を計画されていた当時の図面になっています。今回、2 世帯住宅ではなく、お父様と息子さんでそれぞれ住宅を建てるという、計画に変更になりましたので、計画変更後が 16 ページになります。今回の申請番号 3 番にあたる部分が 9734 番 1 の方でありまして、残地の方が、計画変更でお子様の方で住宅計画をされております。こちらについては議案第 3 号の方で別途ご審議をいただくことになっております。

7ページになります。申請番号 4 番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の畑で 114 平米となっております。申請事由です。譲渡人、譲受人の親同士が平成 9 年ごろ農地のやりとりをし、一部コンクリート舗装をして駐車スペースとして使用している。残りの畑も来客用の駐車場として利用したく申請するものですということで、一部転用が完了しておりますが、宅地の部分までコンクリ張りをして駐車場にするという計画でございまして、全体の工事の完了は今年の 10 月末を予定されております。なお、違反転用部分については始末書の添付をいただいております。

以上 5 件、農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の 通りとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればその説明を受けてから、質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

会 長 無いようですので、質疑を開始します。 何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 何もないようでございますので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による4件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による 4 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との 意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

–≪議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更≫——

- 会 長 次に議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更を議題といたします。農 地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請です。申請番号 1 番、申請内容は、農地転用許可後の事業計画変更承認申請となっております。こちら先ほど議案第 2 号の申請番号 3 でご審議いただきました、○○様の案件になっておりまして、土地は○○町の田 2 筆、516 平米であります。申請事由です。2 世帯住宅を建築する計画で、令和 4 年に許可を得たが、計画を進める中で、親子で別々に住宅を建築することになったということです。工事完了時期は令和 7 年の 10 月 31 日を予定されております。農地区分の該当事項、許可基準の該当事項は議案書記載の通りとなっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 会 長 事務局のから説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればそ の説明を受けてから、質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かござ いませんか。
- **会 長** 無いようですので、質疑を開始します。 何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようでございますので、質疑をとどめます。議案第3号 農地転 用許可後の事業計画変更承認申請については、本委員会としては、許可しても 差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変 更承認申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」と の意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

——《議議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》——

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊です。

事務局 1ページをご覧ください。こちらに「令和6年度第4号利用権設定計画 (案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規、4件、10筆、17,718㎡。

再設定、1件、1筆、973㎡。

橘町、田、再設定、3件、5筆、6,680㎡。

朝日町なし。

若木町、田、再設定、1件、1筆、328㎡。

武内町、田、新規、1件、1筆、3,063㎡。

東川登町、田、新規、1件、1筆、1,366㎡

再設定、2件、9筆、9,656㎡。

西川登町、田、再設定、3件、7筆、9、717㎡。

山内町、田、新規、3件、4筆、7, 311m²。

再設定、4件、6筆、7,567 m²。

北方町、田、再設定、4件、5筆、5,290㎡。

となっています。 3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については17ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。 何かございませんか。

- ○○番。16ページの○○町の分。これ、全部で15,000円ではなかったか。10a 当たり15,000円と記載されているが、本人さんにきいたら、全部で15,000円 と言うたと。なので、間違っていないか。そがん高いところはないもんね。
- 事務局 利用権設定申出書に書いているのは、10a当たり15,000円と書いてあります。 間違いであったら、訂正しますので、本人さんに確認します。
- **会 長** 他にございませんか。 (なし)
- 会 長 ないようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画 (案)については、原案どおり承認することに決しました。

---《議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外について》----

- 会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。
- 農林課 農林課の松尾です。よろしくお願いいたします。

では、農林課の方からはですね、議案第5号 農業振興地域内農用地農用地からの除外についてということで、説明をさせていただきます。

まず 1 ページですね。今回、農振除外を行う 5 件、7 筆のリストで、2 ページ目に、5 件の概要を記載しております。3 ページ目からは、それぞれの位置図、字図、計画平面図をつけております。

それではすみません、2ページに戻っていただきまして、まず申請番号1番ですけれども、こちらですね、設備の老朽化による特別高圧送電の鉄塔建替工事による農振除外の申請でございます。

続きまして申請番号 2 番ですけれども、こちらは、〇〇町〇〇区公民館の老朽化に伴い、新たにですね、公民館の建設の計画されております。公民館の施設以外の土地はですね、駐車場とか社会体育活動とか、こちらですね、水害に遭われる地区なので、水害時の避難所として、活用できる場ということで計画をされております。

続きまして申請番号 3 番ですけれども、こちらは、子供さんご夫婦のですね、住宅を実家の近くで、新築をされる計画ということで出されています。

続きまして申請番号 4 番。畜産業を営んでいる方の敷地内で、通路整備を された際に、一部の農地にかかっていたということが最近判明したので、始 末書をつけていただいて、今回申請を提出されております。

最後、申請番号 5 番ですけれども、こちらの農地、自宅の接地が、道路もうぎりぎりで、外側。交通量も増えて、危険性が増している。そのため、住宅の移転の計画をされております。また今現在の敷地内のところに農業用倉庫を建ててありますけれども、この倉庫をそのまま利用して使いたいということですので、近隣での移転となるため、代替地はありません。

以上 5 件につきまして、農林課としましては、農振除外の 6 要件を満たしていると判断の上、申請を受理しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会 長 議案の説明が終わりました。議案第 5 号について、ご意見、ご質疑等があれば、出していただきたいと思いますが、何かございませんか。
- OO番 5番の件ですが、ここは北方多久線の所で、今度、道路拡張が入る所です。 宅地の移動は、自分の家の前に土地があって、調べたら、農振地に入っていた。農振除外が済まないと盛り土ができない。また、工務店関係で図面がまだできていない。農業用倉庫、ここブロック塀をしてある。そこは8年3月に開通するとですよ。大体1年ばかり放置させようと思って、早く農振除外の申請をしてくれと。元の宅地は何をするのかと。そこに苗を、下はコンクリートをしてあるので。今の宅地の基礎はそのまま残して。
- 会 長 他にございませんか。
- OO番 2番の公民館用地、集落の公民館で、こんなに面積、2600 m²、使うのか。
- OO番 使うと、そのつもりで早くから買っていた。もう何十年前の話。○○は山を持ってるんですね。それで建てるつもりで買ってた。ところが、ごと一って安くなって、建てきらんよ、となって田ん中を作っていた。変更して畑になしとんさった。前々から計画はあった。ところがお金がなかったもんで、ようやく。
- **〇〇番** 200 万しか今は補助は出ない。
- ○○番 今までは神社の社務所が公民館であった。社務所が○○で○○だけ。用地は一番広く持っていたが、建物がなかなか踏ん切りつかなかったということで、提案をされています。駐車場関係が、やはり何かあった時は、誰でも車でしか来ない。駐車場を広く取らないといけないということですね。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 他には無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。 議案第5号農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、 「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回 答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

——《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》——

- 会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について 11 件 の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号について御説明いたします。資料は議案書の9ページからです。 1番の○○町の畑。平成3年10月に隣地に住宅を建築した際に、乗り入れ として舗装され、現在に至る、ということで、人為的に無断転用された土地 であり、かつその転用行為が20年以上経過していることから、非農地証明事 務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑。平成10年、相続時以前より、農地としての利用はしておらず、山林化しているということで、自然的荒廃かつ耕作できなくなってから10年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は〇〇町の畑3筆。枝番の1と5につきましては、20年以上前に増築した際に宅地の一部になり、現在に至る。非農地処理事務該当事項の5号に該当するものと判断いたします。枝番3については、10年以上耕作をしておらず、雑木林が生い茂っているということで、事務処理要領の該当事項4号に該当すると判断いたします。

申請番号4番、農地は○○町の田2筆、畑1筆、合計3筆で、昭和50年4月に就職してから、耕作する者がいなくなり、現在では原野の状態となっているということで、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号5番、土地は〇〇町の畑1筆、昭和40年に新築した際に、敷地の 進入路及び駐車場として整備しており、現在に至るということで、事務処理 要領の5号に該当するものと判断いたします。

申請番号6番、土地は〇〇町の畑2筆で、10年以上耕作しておらず、雑木林化している。事務処理要領の該当事項4号に該当すると判断いたします。

申請番号7番、土地は〇〇町の田3筆、平成2年ごろにはアスファルト舗装されており、現在に至る、ということで、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号 8 番、土地は〇〇町の畑。随分前より耕作しておらず、少なくとも 10 年以上前には山林化していたということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号9番、土地は〇〇町の田3筆、畑5筆。10年以上耕作をしておらず、山林状態になっているということで、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号 10 番、土地は○○町の田 1 筆。昭和 63 年 7 月には宅地の一部となっていたということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 11 番、土地は〇〇町の田 9 筆、畑 3 筆。両親が施設に入った 25 年前より、耕作ができなくなり、現在は山林化しているということで、事務 処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足 説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さ ん何かございませんか。
- ○○番 私から8番、9番を申したいと思いますが、8番については、現地はちょっと私も行かれませんでした。みかん山、以前はですね、畑はみかん山と思いますが。現地では、もう航空写真の状況で、現地にちょっと、行かれなかったということで私も現地は見ておりませんが。これ写真を見て、行ってる場所もはっきりとわからない。この申請は、議案第1号で申請のあった5番の○○さんの関係でございますが、私も分らんって仰ってまして、案内もできんっていうことで、私も諦めまして、写真で判定をいたしました。

同じような 9 番もそうです。これは申請人は○○町ですが、場所は○○町にあります。これも今回、お母さんが亡くなられたということで、親父の名義をそのまましておりましたので、今回自分にするということで、言われまして、ここはもう作りもしよらん、山になっとるということで。私は行きませんでしたが、○○さんがその下に作っておるということで、行かれて今の状況です。私のところは以上です。

会 長 他の方から無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第6号、11件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号 武雄市非農地証明11件について原案どおり証明することに決しました。

- 《報告第1号 農地等形状変更届け出》————

- 会 長 次に報告第1号「農地等形状変更届出について」1件提出されています。 この件について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 報告第1号について、ご説明します。資料は、議案書13ページになります。 農地等形状変更届出になります。番号1番。土地は○○町の田5筆、4363㎡です。高齢のため、約3年耕作放棄の状態だった。この度、畑地であれば野菜を作ってもよいという方がおられたので、嵩上げし、畑に変更する計画です。田を畑に転換、変更時期は令和6年7月1日から令和7年6月30日。盛土の計画については、嵩上げの高さは1.5m、土量は5000㎡。施工業者は○○となっています。変更後の利用計画として、季節の野菜を植えられる予定です。以上、1件ご報告いたします。
- **会 長** 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願い します。
- ○○番 土地利用計画図の 48 ページ。スポーツセンターとかイベント広場という、元の学校の跡地のとこ。グラウンドと書いてありますが、これは中学校のグラウンド。そこの下にプールがあって。42 ページになりますが、上に堤があって、グラウンドの上に堤があります。そこがここは大体農業用水路で、田んぼが5筆ありますけれども。誰も作るものがおらんと。高齢者になって、1m50 ばかりを上げて、ただ、60 ぐらいかな、70 ぐらいの。60 ぐらいで、まさを入れて、そこにコルゲートを入れるというやり方で、表土はまるっきり剥がないで、そのまま載せていく。はじめ、改良土を入れてまさの所でパイプラインじゃないけどあれを入れてですね。誰が作るのか。若いもんがおるて、近くに。高菜とか、それからホオズキ、そういうものを作る若者がおるもんで、その方が作ると言うもんで。作るというのは間違いないので、許可をお願いしたいと思います。

会 長	あとも畑にして、野菜を作るということですので、よろしくお願いします。
	これは報告事項ですので、この程度にとどめたいと思います。

_____《閉 会》______

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、 すべて終了しました。これをもちまして、令和6年7月の農業委員会総会を 終わります。